

# 高槻市母子健康手帳アプリ導入及び運用業務に係る プロポーザル募集要項

## 1 趣旨

高槻市母子健康手帳アプリ導入及び運用業務における委託事業者を、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務の名称

高槻市母子健康手帳アプリ導入及び運用業務

### (2) 業務の概要

妊娠・子育て中の保護者に対し、必要な情報を効率的かつ効果的に伝達するプッシュ型の情報発信や子どもの成長記録の管理等、子育て世代の市民を継続的にサポートする機能を有する母子健康手帳アプリを導入することにより、妊娠期から出産・子育て期にわたる「伴走型相談支援」の充実を図る。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

導入・カスタマイズ 契約日から令和6年10月31日まで

運用・保守 令和6年11月1日から令和7年3月31日まで

### (4) 契約上限額

導入及びカスタマイズ 396,000円

運用・保守 月額 77,000円

いずれも消費税等額を含む

※令和7年度以降も導入アプリの利用を予定しているため、令和7年度以降の5年間（令和11年度末まで）のランニングコストを見積もること。ただし、令和7年度以降の契約を確約するものではない。

## 3 スケジュール

令和6年4月16日	選定委員会開催
4月23日	公募開始
5月9日	参加申請書の提出期限
5月14日	質問の提出期限
5月20日	質問への回答
6月3日	企画提案書提出期限
6月18日	プレゼンテーション・ヒアリング（予定）
7月上旬	契約締結（予定）

#### 4 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、以下の全ての要件を満たすものとする。

- ① 高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号）第107条に規定する入札参加資格者名簿に登載されており、取引希望品目として22A（情報処理）を選択していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定に該当しないこと。
- ③ 高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。
- ④ 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置の期間中でない者であること。
- ⑤ 自治体向け母子健康手帳アプリの導入実績を有し、政令市又は中核市への導入実績があること。
- ⑥ プライバシーマーク付与認定または、ISMS適合性評価制度認定（ISO27001）の認証を取得していること。

#### 5 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり、選定に必要な書類を提出すること。

##### (1) 提出書類

- ・プロポーザル参加申請書（様式1）
- ・プライバシーマーク付与認定または、ISMS適合性評価制度認定（ISO27001）の認証の写し

##### (2) 提出期限

令和6年5月9日（木）17：15まで

##### (3) 提出方法

「12事務局（問い合わせ先及び書類提出先）」参照

##### (4) 提出方法

電子メールにて提出すること。

#### 6 質問及び回答

##### (1) 質問受付期限

令和6年5月14日（火）17：15まで

##### (2) 質問先

「12事務局（問い合わせ先及び書類提出先）」参照

##### (3) 質問方法

質問票（様式2）を電子メールにて提出すること。

メール件名は「質問:高槻市母子健康手帳アプリ導入及び運用業務」とすること。

##### (4) 質問回答日

令和6年5月20日（月）まで

#### (5) 回答方法

すべての参加事業者に対して電子メールにて回答する。

### 7 提案書の作成及び提出

#### (1) 提案書の作成

提案書の様式は下記のとおりとする。

#### (2) 提出書類

	書類名称	様式	枚数
①	同種業務実績調書	様式3	1
②	業務の実施体制	様式4-1	1
③	業務の人的資源 [プロジェクトマネージャ調書]	様式4-2	1
④	業務の人的資源 [プロジェクトリーダー調書]	様式4-3	1
⑤	業務の人的資源 [担当技術者調書]	様式4-4	1
⑥	機能要件の対応可否一覧	様式5	1
⑦	業務工程表	任意	任意
⑧	企画提案書	任意	任意
⑨	見積書	任意	1
⑩	内訳明細書	任意	1

#### (3) 提出部数

15部（上記、提出書類①～⑩を1部とする）

#### (4) 提出期日

令和6年6月3日（月）17:15まで

（土・日・祝休日を除く8:45～12:00及び13:00～17:15）

#### (5) 提出先

「12事務局（問い合わせ先及び書類提出先）」参照

#### (6) 提出方法

持参及び郵送とし、郵送分は提出期日必着とする。なお、郵送の場合は、「高槻市母子健康手帳アプリ導入及び運用業務提案書在中」と朱書きすること。また、郵便事故等による未着分について、市は責任を負わない。

#### (7) 提案書の著作権

提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案者に帰属する。

#### (8) 提案書の拘束力

選定された提案書の記載事項は、最優秀提案者決定後、本市と協議の上、契約時に業務委託仕様として採用する。

#### (9) 提出の辞退

「プロポーザル参加申請書」（様式1）提出後に、提案書の提出を辞退する場合には、本市が提供した参考資料等を廃棄のうえ、電子メールにて「参加辞退届」（様式自由）及び「提供資料廃棄証明書」（様式自由）を添付し、提出するものとする。な

お、辞退により事業者が不利益な扱いを受けることはない。

#### (10) 企画提案書の構成、書式等留意事項等

- ① 表紙と目次を付し、表紙と目次以外に適宜ページ番号をふること
- ② 原則A4判にて作成すること
- ③ A4判縦横問わず、横書きにて記述すること
- ④ 文字は10.5ポイント以上の大ききで作成すること
- ⑤ 提案者を匿名として審査するため、企画提案書には提案者名を記載しないこと

#### (11) 企画提案書の記載内容

企画提案書は、「仕様書」を踏まえた上で、以下の項目について提案も含めて簡潔に記載すること。

- ① 提案の特徴
- ② プロジェクト管理・スケジュール
- ③ 母子健康手帳アプリ仕様・機能要件
- ④ 管理ツール仕様・機能要件
- ⑤ 導入サポート
- ⑥ 母子健康手帳アプリの周知・利用促進
- ⑦ データセンター仕様・機能要件
- ⑧ セキュリティ対策
- ⑨ 運用・保守の内容、体制、対応
- ⑩ 緊急・障害発生時の対応
- ⑪ 国が示す予防接種・母子保健のデジタル化に向けた取り組み
- ⑫ 本業務委託仕様書以外の独自の提案（契約上限額内）

#### (12) 作成上の注意事項

- ① 提案書への資料の添付は認めない
- ② 鉛筆書きによる提案書は認めない
- ③ 提出書類の差し替えは認めない
- ④ 提出書類について、提案者の著作権に関わるものは原則非公開とする
- ⑤ 提出書類は、返却しない

## 8 審査方法

### (1) 審査基準

本市が設置する母子健康手帳アプリ導入及び運用業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。審査は別紙「高槻市母子健康手帳アプリ導入及び運用業務プロポーザル審査基準」の評価項目に沿って行う。

### (2) 審査方法

- ① 書類審査  
提出された企画提案書等の書類について審査を行う。
- ② プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日

令和6年6月18日（火）※予定

※ 実施場所及び実施時間は、後日個別に連絡する。

イ 時間配分

各社40分程度（企画提案書の説明及びデモンストレーション30分以内、  
質疑応答10分程度）

※ 事情により変更となる可能性がある。

ウ その他

- ・プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、提出された企画提案書等に基づくものとする。
- ・デモンストレーションでは、アプリのシステム概要（画面構成など）及び各機能の説明を実施すること。また、アプリ版とPC版で利用可能な機能が異なる場合や画面の構成・操作方法が異なる場合は、画面を用いてそれらの詳細を必ず説明すること。
- ・レーザーポインタ、スクリーン、プロジェクタ、プロジェクタとパソコンの接続ケーブル（HDMIケーブル）及び延長コードは本市が準備するものを使用することができる。（持込可）
- ・パソコン等本市の準備物以外に必要な機材は提案者が用意すること。
- ・必ず本業務に従事する予定の者がプレゼンテーション及びヒアリングを行うこと。

**(3) 評価方法**

各提案者の評価点は、委員の採点の合計点とし、選定委員会は評価点が最高点の者を最優秀提案事業者に決定する。

**(4) 最優秀提案者の選定及び発表の方法**

① 選定方法

見積額が契約上限額の範囲内である提案者のうち、(3)に定める評価点が最も高い者を最優秀提案者として順位付けし、次点者以下も決定する。

なお、提案者が1社のみの場合でも、選定委員会によるヒアリングを実施し、選定基準を満たしていた場合、最優秀提案者とする。

② 発表方法

選定結果は、令和6年6月21日（金）頃に全提案者に電子メールにより通知する。

**9 契約方法**

- ① 最優秀提案者と契約内容について協議、合意の上で契約する。
- ② 最優秀提案者が契約締結までに「4応募資格」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、審査結果が次点の者から繰り上げて契約する。
- ③ 契約保証金については、高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号）第115

条第1号の規定により契約金額の100分の5以上とする。ただし、同規則第117条の規定に該当する場合は、免除する。

## 10 失格条項等

プロポーザルの参加者が次のいずれかの事項に該当する場合には、その者のプロポーザルを無効とする。

- ① 本募集要項の「4 応募資格」に関する事項に掲げる資格のない者が提案した場合
- ② 所定の日時及び場所に、所定の提出方法で提案書類を提出しない場合
- ③ 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は虚偽の内容が記載されている場合
- ④ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した場合
- ⑤ 2以上の代理人をした場合
- ⑥ 本募集要項に違反又は逸脱した場合
- ⑦ プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なく参加しなかった場合
- ⑧ 談合等の不正行為があった場合
- ⑨ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案した場合
- ⑩ 見積金額が契約上限額より高い提案をした場合
- ⑪ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反した場合

## 11 その他

- ① 提案募集に参加する者は、本募集要項、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。
- ② 提案募集に参加する者は、最優秀提案者決定後において、本募集要項等の内容について異議を申し立てることはできない。
- ③ 提案に参加するために必要な費用は、すべて提案者の負担とする。
- ④ 提案書等の書類は一切返却しない。

## 12 事務局（問い合わせ先及び書類提出先）

〒569-0096

大阪府高槻市八丁畷町12番5号 子ども未来館2階

高槻市子ども未来部子ども保健課（担当者 加藤）

TEL：072-648-3272

メールアドレス：khoken-82@city.takatsuki.osaka.jp